

小坂町部活動指導員任用管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小坂町立小坂中学校（以下「中学校」という。）の部活動の充実と教職員の負担軽減を図るために配置する部活動指導員（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2に規定する部活動指導員をいう。以下「指導員」という。）の職務、勤務時間及び報酬等に関し、会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2に規定する会計年度任用職員をいう。）に関する諸規定に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 指導員は、中学校の指導方針及び指導計画に基づき、学校長の指導及び監督の下に、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 実技指導に関すること。
- (2) 安全、障害予防に関する知識及び技能の指導に関すること。
- (3) 学校外での大会、コンクール及び練習試合等の引率に関すること。この場合、指導員が大会に生徒を引率し、監督を務める場合は、中学校体育連盟、吹奏楽連盟等の主催者の定める規定に従うこと。
- (4) 用具、施設の点検及び管理に関すること。
- (5) 部活動の管理運営に関すること。
- (6) 保護者等への連絡に関すること。
- (7) 年間及び月間部活動指導計画の作成に関すること。
- (8) 生徒指導に係る対応に関すること。
- (9) 事故が発生した際の対応に関すること。
- (10) その他部活動の運営に必要と認める事項に関すること。

(資格要件)

第3条 指導員は、満20歳以上で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく小学校又は中学校教員免許を有するもの。
- (2) 指導に係る専門的な技能及び知識を有し、かつ学校教育に関する十分な理解を有していると認められたもの。
- (3) 中央競技団体が認定した指導者資格を有するもの。
- (4) 公益財団法人日本スポーツ協会公認のスポーツ指導者資格を有するもの。

(任期)

第4条 指導員の任期は、一会計年度の範囲内で教育委員会が定める。

(配置の申請及び決定)

第5条 校長は、指導員の配置を希望するときは、部活動指導員配置申請書（様式第1号）を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の申請を受けたときは、指導員の配置の可否を決定し、その結果を部活動指導員配置決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(勤務日及び勤務時間)

第6条 指導員の勤務日、勤務時間は学校長が決定し、勤務時間は、年間210時間以内とする。

2 指導員の勤務日は、月曜日から日曜日までの7日間のうち5日以内、1日につき月曜日から金曜日は2時間、土曜日、日曜日、祝日は3時間を超えない範囲とする。

(報酬の額及び公務災害補償)

第7条 小坂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年小坂町条例第32号）第4条の規定により、指導員の報酬の額は勤務1時間あたり1,600円とする。

2 報酬の計算期間は、毎月1日から末日までとし、当該期間分を翌月に支給するものとする。

3 指導員の職務中の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用する。

（研修）

第8条 教育委員会は、次に掲げる事項の研修を実施するものとする。

- （1） 部活動の教育的意義及び教育上の位置付け
- （2） 服務
- （3） 生徒の発達段階に応じた指導
- （4） 安全及びけがの予防に関する知識並びに技能の指導
- （5） 生徒指導や保護者等への対応及び事故が発生した場合の現場対応
- （6） 障害のある生徒への配慮
- （7） その他部活動運営に必要な研修

2 校長は、指導員に対して、次に掲げる事項の研修を実施するものとする。

- （1） 学校及び各部の活動の目標や方針（活動時間や休養日の徹底を含む）
- （2） 学校及び各部が抱える課題（配慮を要する生徒の情報等を含む）
- （3） 学校及び各部における用具・施設の点検管理

（服務）

第9条 指導員はその職務の遂行に当たっては、学校長の監督を受け、職務上の命令に従わなければならない。

2 指導員はその職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

3 指導員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 指導員は大会、コンクール等に引率し、又は監督を務めるときは、大会等の主催者の定める規定に従わなければならない。

（解任）

第10条 教育委員会は、指導員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指導員を解任することができる。

- （1） 心身の故障によりその職務に耐えられないとき。
- （2） 職務の遂行に必要な適格性を欠くとき。
- （3） 前条2項及び3項の規定に違反したとき。
- （4） その他指導員の任用を継続することが困難となったとき。

（職務実績の報告）

第11条 校長は、教育委員会が定める日までに、勤務状況報告書（様式第3号）及び業務日誌（様式第4号）の写しについて毎月分を取りまとめ、翌月5日までに教育委員会に提出するものとする。

（補則）

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日より施行する。